住宅サポートローンワイド

令和８年３月１日現在

商　品　名	住宅サポートローンワイド
ご利用いただける方	・当金庫の住宅ローン(有担保)を契約中で、最終返済時の年齢が満 80 歳以下の方 ※連帯債務者(予定者を含む) も対象となります ・安定継続した収入がある方 ※住宅ローンが延滞中の場合はご利用いただけません
資金使途	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ①申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が必要とする資金 ※申込日時点で支払日から 3 ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限る
ご融資限度額	500 万円以内（1 万円単位）
ご利用期間	3 ヶ月以上 20 年以内
ご融資利率	当金庫本支店へお問い合わせください

熊本第一信用金庫

住宅サポートローンワイド

ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です。 但し、ボーナス返済分はご融資金額の 50%以内とし、6 ヶ月毎の間隔とします ・元金返済の据置は 6 ヶ月までです
保証人・担保	原則として不要です
その他	ご融資金は、購入先等へ振込とさせて頂きます 保証金額の 20%または 50 万円のいずれか大きい額までは、金庫の判断で振込をしなくても可とします
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9 時～17 時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

熊本第一信用金庫